

「カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」

ガイドライン実施宣言ステッカー チェックリスト

37 項目(カラオケボックス以外の飲食店)

「3つの密(密閉、密集、密接)」を避ける行動

- 適切な換気に努めている
- 店内の定員が通常時の半数以下を目安として入場制限している
- グループ間はテーブルをパーティション等で区切るか、できるだけ2m(最低1m)以上の間隔を空けている
- 同一テーブルは座席間隔を最低1m以上設けて、真正面の席配置を避け、横並びで座れるよう配置を工夫するか、パーティション等で区切っている
- カウンター席は席間1m以上間隔を確保するかパーティション等で区切っている

飛沫・接触感染の対策

- 従業員に対する咳エチケット、マスクの着用、手洗いや手指消毒を徹底して実施している
- 店舗入り口や手洗い場所等に、手指消毒剤(消毒用アルコール等)を用意している
- 法令を遵守した換気設備による必要換気量(毎時30m³/人)を確保している。窓の開放による換気の場合は、30分に1回、5分程度、2方向の窓を開けた換気を行っている
- 換気の補助として、送風機を組み合わせた換気口への気流導線の確保、フィルター式空気清浄機の導入、CO2測定器で1,000ppm以下をモニターすること、等を必要に応じて検討している
- ドアノブ等、利用者が手に触れる場所を最小限にする工夫をしている
- 高い頻度で利用者が接触する場所や部位(マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、蛇口、手すり等)の消毒対策を徹底している
- 歌唱に際して対人間の距離を2m以上とることやマスクを着用しての歌唱を促している
- 利用者へ飲食中以外はマスクの着用と定期的な手洗い・手指消毒を促している
- 飲食はできるだけ控え、人の正面へ配置しないようにしている
- トイレなど不特定多数の手が触れる場所は、定期的に清掃・消毒を行っている。トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示している
- 手洗い時のハンドドライヤーは使用を中止し、備え付けのペーパータオルや個人用のハンカチの利用を促している。液体石鹸、手指消毒剤等を準備している
- 利用者と従業員はマスクまたはフェイスシールドやマウスシールドを装着して会話を行っている
- 会計時、現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、手渡しで受け取らず、トレイ等を使用している。また、トレイ等の手が触れるものは定期的に消毒している
- 飛沫を防止するため、レジと利用者の間に仕切りを設置する等の工夫を行っている

来場時の対策

- 利用者に対して発熱や咳等の異常が認められる場合や、感染の疑いがある場合は利用をお断りさせていただく旨を事前に周知している
- 来場の際、連絡先の名簿記載を要請するなど、万が一に備え利用者の把握に努めている。また新型コロナウイルス接触アプリ「COCOA」など陽性患者発生通知システムの活用を促している
- 来場の際、利用者へ手指消毒を促している
- 店内では十分な身体的距離を確保することが重要であることを理解してもらっている

従業員の安全確保のために実施すること

- 従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握している
- 従業員の平熱体温を登録し、勤務時に検温を促し、当該個人の平熱から概ね+0.5℃以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関、保健所等の受診を促している。またその診断結果を記録している
- 従事者に感染が疑われる場合には、保健所等の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う
- 感染した従業員及び濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する
- 従業員スペースでは対面での飲食や会話を回避するよう促し、人が滞留しないよう、間隔を置いたスペースづくり(できるだけ2mを目安に最低1m確保するよう努める)等の工夫を行っている
- 飲食物の提供時には、マスクまたは目や顔を覆う防護具を装着し、利用者の側面に立ち、可能な限り間隔を保っている

施設の清掃・消毒徹底

- 店内の清掃に加えマイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、イス等の消毒を徹底している
- 清掃時には必ずドアを開放し換気を行っている
- 厨房の調理設備・器具を家庭用塩素系漂白剤で、金属部分については洗剤で清拭し、作業前後の手洗い等の衛生管理を徹底している
- 清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底している。また、作業後は手袋を外した後に手洗いや手指消毒を行っている

その他

- 特定の場所の前に、大勢の人が滞留しないための措置を講じている
- 利用者の名簿を作成するにあたっては、個人情報の使用目的を明確にし、目的外の使用を行わない等、個人情報の取扱いに十分注意するものとする
- 所轄の保健所等との連絡体制が整っている
- 感染が疑われる者が発生した場合、次の通り対応する
 - 速やかに別室あるいは施設・店舗外へ誘導する
 - 対応する従業員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる
 - 保健所へ連絡し、指示を受ける
 - 利用者又は従業員に重篤な症状がみられた場合は、保健所等とも相談し、医療機関へ搬送する